誓　約　書

平成　　　年　　　月　　　日

厚生労働大臣　殿

届出者

労働者派遣法における適用除外業務については承知しており、次に該当する業務への派遣は致しません。

記

1. 港湾運送業務（港湾労働法（昭和63年法律第40号）第2条第2号に規定する港湾運送の業務及び同条第1号に規定する港湾以外の港湾において行われる当該業務に相当する業務として政令で定める業務。）
2. 建設業務（土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの準備の作業に係る業務。）
3. 警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第1項各号に掲げる業務
4. 病院等における医療関係の業務（医師の業務にあっては、当該業務に従事する派遣労働者の就業場所がへき地（労働者派遣法施行令（昭和61年政令第95号）第2条第2項の市町村を定める省令（平成18年厚生労働省令第70号）により指定された地域。）にある場合を除く。）